

令和4年度

学校等監査結果報告書

令和5年2月

焼津市監査委員

# 目 次

総 括	.....	1
《 監 査 結 果 》	.....	3
小 ・ 中 学 校		
幼 稚 園		
公 民 館		
全 体 意 見		

## 総 括

### 1 監査の基準

焼津市監査基準（令和2年焼津市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による学校等監査

### 3 監査の対象

監査の対象部局は次表のとおりである。市立小学校、市立中学校、市立幼稚園、市立保育園、公民館における財務事務の執行状況、準公金の取扱い、学校施設の管理状況等について監査を実施した。

小学校	焼津東小学校、焼津南小学校、焼津西小学校、豊田小学校、小川小学校、港小学校、東益津小学校、大富小学校、黒石小学校、和田小学校、大井川南小学校、大井川東小学校、大井川西小学校
中学校	焼津中学校、大村中学校、豊田中学校、小川中学校、東益津中学校、大富中学校、和田中学校、港中学校、大井川中学校
幼稚園	大富幼稚園、さつき幼稚園、静浜幼稚園、静浜幼稚園下藤分園、大井川西幼稚園、大井川南幼稚園
保育園	小川保育園、石津保育園、旭町保育園、大井川保育園
公民館	焼津公民館、豊田公民館、小川公民館、東益津公民館、大富公民館、和田公民館、港公民館、大井川公民館

学校等監査は3年に1度のサイクルで現地調査を実施している。下線の学校等は令和4年度の現地調査対象。

### 4 実施日、実施場所及び範囲

実施日	実施場所	監査の範囲
令和4年10月7、12、13、14日	各幼稚園、小中学校及び公民館で実施	令和4年度における事務事業の執行状況 (必要に応じて、過年度の事務事業も対象とした。)

### 5 監査の着眼点

監査基準に掲げる監査等の目的を着眼とした。

学校等監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が法令に適合しているか。
- (2) 準公金に関する事務の執行が適正に行われているか。
- (3) 現金、通帳、郵券等の金券などの管理が適正に行われているか。

- (4) 備品や薬品の保管が適正に行われているか。
- (5) 施設の安全点検や修繕が適正に行われているか。

## 6 監査の実施内容

令和4年度一般会計・特別会計等定期監査実施計画に基づき、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明を聴取した後、質疑を行って実施した。

## 7 監査の結果

監査を実施した結果、事務事業や財務に関する執行等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

## ※用語解説

指摘事項：重大な法令違反、著しく公平性・経済性・効率性・有効性に欠ける事業又は行為、指示しても改善されない事業又は行為で措置や改善を求めるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められたもの

指示事項：指摘には至らないが、事務処理等に措置や改善を求めるもの

所見：検討や要望を求めるもの

## 1 監査結果

### (1) 小学校

#### 監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

### (2) 中学校

#### 監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

### (3) 幼稚園

#### 監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

### (4) 公民館

#### 監査結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

## 2 全体意見

### 【所見】

#### 準公金の取扱いについて

準公金については、地方自治法や焼津市財務規則等の適用を受けないものの、公金に準じた厳正かつ適切な事務処理が求められる。問題があれば、職員や市の責任が厳しく問われることになる。市民にとっては、公金か準公金かの違いはないことから、公金同様に、準公金の管理及び出納事務を適切に行うよう要望する。